

第2次 横手市総合計画

第3編 参考資料

- 横手市総合計画審議会条例及び委員名簿
- 第2次横手市総合計画策定委員会 委員名簿
- 策定体制
- 策定経過
- 諮問文書及び答申文書

○横手市総合計画審議会条例

平成17年10月1日条例第14号
 改正 平成20年6月30日条例第29号
 平成26年12月10日条例第37号

(設置)

第1条 総合計画の策定等に当たり、市長の諮問機関として、横手市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会では、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 横手市総合計画基本構想に関すること。
 - (2) 横手市総合計画基本計画に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画策定について、市長が必要と認める事項
- (委員)

第3条 審議会の委員は、20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民の代表
- (3) 市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策部経営企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成20年6月30日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成26年12月10日条例第37号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

横手市総合計画審議会委員名簿

※敬称略

		氏名		
一 号	1	学識経験者	根岸 均	
	2	学識経験者	佐々木 信子	
二 号	3	住民代表	齊藤 純子	
	4	住民代表	佐藤 悦子	
	5	住民代表	遠藤 千秋	
三 号	団体名		役職	氏名
	6	横手市行財政改革推進委員会	委員長	泉谷 好子
	7	横手市社会福祉協議会	会長	佐々木 義広
	8	秋田ふるさと農業協同組合	代表理事専務	鷹田 直
	9	横手商工会議所	会頭	奥山 和彦
	10	秋田県南工業振興会	会長	柏原 正彦
	11	横手市観光連盟	副会長	打川 敦
	12	横手市民生児童委員協議会	副会長	達林 英明
	13	横手市PTA連合会	副会長 会長	久米 一寿 泉谷 悟 (H27.10.27~)
	14	横手市消防団連絡協議会	副会長 会長	泉 信一 佐々木 一義 (H27.10.27~)
	15	横手市保育協議会	会長	稲葉 盛栄
	16	横手市校長会	副会長	佐々木 正
	17	秋田県南部男女共同参画センター	センター長	藤原 恵美子
18	JA秋田ふるさと青年部	部長	柿崎 和俊	
19	一般社団法人横手青年会議所		田口 浩太郎	

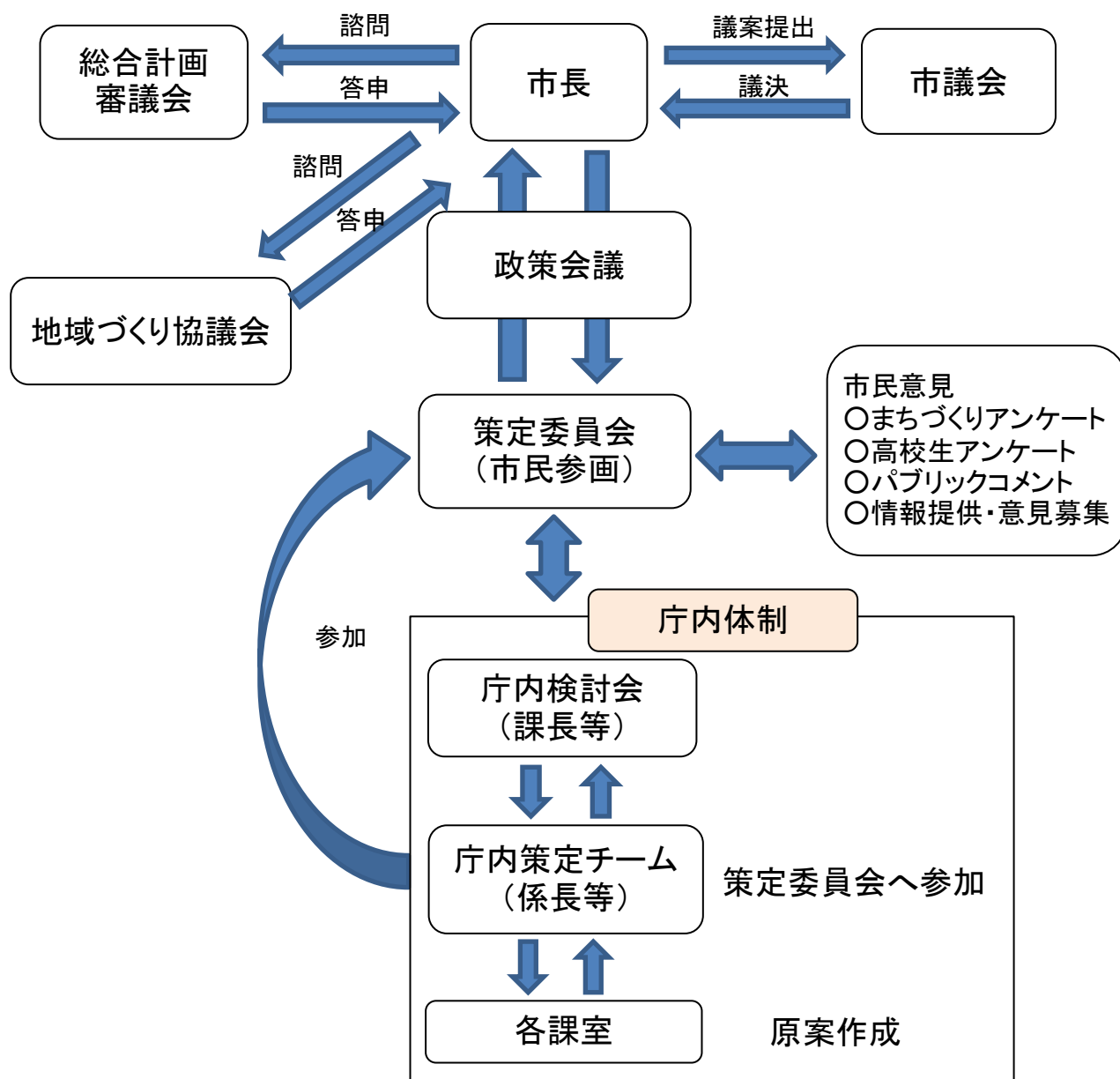
任期：平成26年7月17日～平成28年7月16日

第2次横手市総合計画策定委員会 委員名簿

※敬称略

	所属分野	氏名
1	保健福祉	古内 茂美
2		池田 広幸
		市職員5名
3	教育文化	泉田 金一
4		照井 咲枝
5		後藤 展史
		市職員5名
6	生活環境	佐々木 幸子
7		佐藤 昌司
8		小田原 栄子
		市職員6名
9	産業雇用	高橋 宏希
10		高橋 由美子
11		佐々木 信行
		市職員6名
12	地域整備	鈴木 正志
13		高橋 眞悦
14		佐藤 てる子
		市職員5名
15	市民協働	斎藤 由紀子
16		和賀 昭
17		高橋 ノブ子
		市職員5名

第2次横手市総合計画 策定体制



第2次横手市総合計画 策定の経過

平成26年度

月 日	会議名等	内容
6 1	まちづくりアンケート実施	市民3,000人を対象(6/1~20)
7 17	第1回総合計画審議会	委嘱状交付、策定方針の説明等
7 23	第1回策定委員会	委嘱状交付、策定方針の説明等
8 19	第2回策定委員会	計画の構成・施策体系について
9 18	第3回策定委員会	まちづくり施策フレーズ検討
9 29	第4回策定委員会	各施策分野キャッチフレーズ検討
10 16	第5回策定委員会	検討中間での情報共有
10 30	第6回策定委員会	まちの将来像案の検討
11 7	まちづくりアンケート結果公表	市ホームページに掲載
11 12	第7回策定委員会	まちの将来像案の検討(第2回)
12 18	第8回策定委員会	基本構想案の検討
1 16	第2回総合計画審議会	策定委員会の検討経過について 基本構想素案について
1 26	市議会行政課題説明会への説明	基本構想素案について
2 16	パブリックコメントの実施	基本構想素案について(～3/17)
3 17	各地域づくり協議会への説明	〃 (～3/25)

平成27年度

月 日	会議名等	内容
4～6月	基本計画案庁内検討	
7月	市議会各常任委員会への説明	基本構想案・基本計画(たたき台)の提示
8 25	第9回策定委員会	基本計画案について
12月	市議会各常任委員会への説明	基本構想案及び基本計画案の提示
1 13	パブリックコメントの実施	基本計画案について(～1/29)
1 18	第3回総合計画審議会	基本構想案・基本計画案了承
2 10	第4回総合計画審議会懇談会	答申書案検討
2 23	総合計画審議会による答申	答申書手交日2/29

経 第 494 号

平成28年 2月 4日

横手市総合計画審議会

会 長 根 岸 均 様

横手市長 高 橋 大

第2次横手市総合計画（案）について（諮問）

第2次横手市総合計画を定めるにあたり、横手市総合計画審議会条例の規定に基づき、別添基本構想（案）について、貴審議会の意見を求めます。

平成28年2月29日

横手市長 高橋 大 様

横手市総合計画審議会
会 長 根 岸 均

「第2次横手市総合計画」について（答申）

平成28年2月4日付け経第494号で諮問がありました第2次横手市総合計画基本構想（案）について、慎重に審議をした結果、その内容は審議経過を踏まえており、おおむね妥当と認めます。

なお、第2次横手市総合計画の実施にあたっては、本審議会で出された意見を尊重し、下記の事項に配慮することを望みます。

記

1. 本計画に基づく施策や事業の実施にあたっては、今後の人口減少の状況や社会情勢の変化、ますます厳しくなる財政状況に十分留意し、市民の理解と協力のもと市民ニーズをよく見極めながら実施していただきたい。
2. 基本構想（案）に記載のとおり、行政のみならず市議会、市民、企業、地域団体、NPOなど多様な主体が互いに連携・協働しながら、「まちの将来像」の実現に向け、その力を結集できるようなまちづくりを進めていただきたい。
3. 行財政運営においては、常に計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルに基づいた不断の効果分析と評価を行い、行政改革の推進と効率的な予算執行に留意していただきたい。
4. 本審議会の審議過程で提起された意見や、地域づくり協議会、パブリックコメント等で出された意見については、基本計画及び実施計画の実施段階において、その内容が十分活かされるよう努めていただきたい。

以上